明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○第二種指定電気通信設備接続料規則及び電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（総務五）　一
〔告　示〕
○接続料の算定に用いる値を定める件の一部を改正する件（総務三六）　四
○電気通信事業法施行規則第二十三条の九の三の規定に基づき様式を定める件（同三七）　五
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　六
特殊法人等
税理士登録者・証票無効・登録抹消、厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　七
地方公共団体
解散命令、教育職員免許状失効、行旅死亡人、環境影響評価準備書の縦覧及び説明会の開催関係　三九
会社その他
会社決算公告　四四

省　令

○総務省令第五号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、及び同法を施行するため、第二種指定電気通信設備接続料規則及び電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年二月十五日

総務大臣　山本　早苗

第二種指定電気通信設備接続料規則及び電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

（第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正）

第一条　第二種指定電気通信設備接続料規則（平成二十八年総務省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第四項中「、主要企業の実績自己資本利益率の変動に対する事業者の実績自己資本利益率の変動により計測された数値を基礎とし」を削り、「当該事業者」を「事業者」に、「合理的な値とする。ただし、実績自己資本利益率に代えて株式価格を採用することを妨げない」を「ものとして総務大臣が別に定める値又は一のいずれか低い方の値とする」に改める。

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第二条　電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の九の三中「及び様式第十七の四の二から第十七の四の七まで」を「並びに様式第十七の四の二から第十七の四の七まで及び総務大臣が別に告示する様式」に、「は、千円単位又は百万円単位をもつて」を「及び数値は、接続料の算出に十分な精度を確保できる場合に限り、端数処理を行つて」に改める。

様式第十七の四の三8を次のように改める。

8　削除

様式第十七の四の五を次のように改める。

様式第17の4の5（第23条の9の3関係）

1　データ伝送交換機能の接続料

（設備等の算定上の区分）	計
原価（単位：円）	
利潤（単位：円）	
需要（単位：Mbps）	
（原価＋利潤）÷需要	
当該機能による使用回数	
接続料単価	
備考	